



こどもの未来を育む条例

子どもの権利

生きる権利

全ての子どもの命が守られる

育つ権利

成長できるよう、医療や教育、生活の支援を受けること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られる

参加する権利

自由に意見を表したり、団体をつくったりできる

(子どもの権利条約より)

条例の主役である子どもたちに、アンケートやヒアリングを実施したところ、「大人に手本を見せてほしい」「大人に自分の意見を聴いてほしい」という意見が寄せられました。この子どもたちの願いをしっかりと受け止めて、子どもと誠実に向き合い、その思いに寄り添いながら「こどもの未来を育む」というこの条例の目的を達成するため、オールふじみ野で子どもと子育て家庭を支援し「こどもにやさしいまち」を実現しましょう。

基本理念

- (1) 一人ひとりの子どもを権利の主体として尊重すること
- (2) 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること
- (3) 一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもを育てる家庭全体を支援すること
- (4) 一人ひとりの子どもの豊かな成長を促進するため、体力の向上を図ること

「権利を守る」「体力の向上を図る」ための取り組み

ふじみ野市では「子どもの権利を守ること」と「子どもの体力向上を図ること」を子どもの豊かな成長を育む両輪になるものとして、この条例の2本柱としています。

子どもの権利を守るための取り組み

保護者・市・地域住民

- 子どもの主体的な活動を奨励し、支援する
- 虐待やいじめ、体罰などの予防と早期発見により、子どもを適切かつ速やかに救済する
- 犯罪、交通事故、災害などの有害または危険な環境から子どもを守る
- 子どもが自身を守る力を育むために支援する

市と地域住民

- 保護者が安心して子育てできるよう、子育て家庭を支援する
- ひとり親家庭、障がいのある子どもなどの配慮を要する子どもと子育て家庭を支援する
- 相互に連携して子どもの貧困問題に取り組む

市

- 子どもが安心して容易に相談できる体制の充実
- 関係機関と連携し、子どもを救済するために支援する
- 相談窓口を周知する

子どもの体力の向上を図るための取り組み

地域住民

- 自由な外遊びの必要性和重要性を理解し、子どもが安全に安心して自由な外遊びの場を利用できるように見守る

保護者

- 遊びが自己責任を伴うものであることを認識し、子どもに遊び場の利用ルールを遵守させる
- 子どもが安全に安心して遊ぶことができるように責任をもって見守る

市

- 子どもがスポーツや文化活動、食育などの健康な生活を営むための取り組みを実施する
- 子どもの自由な外遊びの場として、利用可能な場所を確保する
- 自由な外遊びの場の確保へ向けた仕組みづくりを進める



こどもの未来を育む条例

を制定しました



条例に関する詳細は市ホームページをご覧ください

☎ 子育て支援課 (TEL049・262・9033)

子どもは、一人一人が掛けがえのない存在です。子どもは、多くの人と関わり、さまざまな経験を重ねることで「自分を大切にする心」「他者を思いやる心」を育んでいきます。ふじみ野市では、子どもと誠実に向き合い、オールふじみ野で子どもと子育て家庭を支援し、子どもが直面する問題を解決するため「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」を制定しました。

子どもの権利擁護

子どもの権利は、誰もが生まれながらに持っているものであり、誰かに与えられるものでも、何かの義務を果さなければ行使できないものでもありません。

子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりや人間関係の希薄化、児童虐待などのさまざまな要因によって日々変化しています。これらによって、全国的に子どもにとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。本市においても例外ではなく、子どもの権利をしっかりと守っていく必要があります。

子どもの体力の向上

身近で自由な外遊びの場の減少により、豊かな成長を支えるはずの子どもの体力が低下しています。令和元年度に行われたスポーツ庁の調査では、体力合計点が全体的に低下し、特に小学生男子は調査開始（平成20年度）以降、過去最低の数値となっています。

本市でも、体力の低下が見受けられ、全国的に子どもの体力の低下が深刻な問題となっています。これらの危機から子どもを守り、子どもたちにとって可能性に満ちあふれた、より良い未来を築いていくため「こどもの未来を育む条例」を制定しました。

子どものためにできること



市の責務

この条例には、市が先頭に立つて推進していく立場であるということから市だけは「役割」ではなく「責務」として次のとおり規定しています。

- 子どもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し実施する
- 保護者や地域住民などが役割を果たせるよう、必要な支援をする
- 保護者や地域住民などが条例の目的の理解を深めるための必要な措置を講ずる

市は、これらの責務を果たすために国や地方公共団体、児童相談所、警察、民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関などの関係機関と連携・協力し、総合調整役としての支援を実施します。また、市全体で子どもたちと子育て家庭を支援するという共通認識を醸成するため、さまざまな媒体を活用した広報・啓発活動を行います。

子どもと子育て家庭を支える人たちの役割

保護者の役割

- 子どもの心身のよりどころとして、家庭環境づくりを行う
- さまざまな体験や学習の機会を与える
- 子どもの模範となり、子どもの成長を支える

地域住民の役割

- 子どもが健やかに成長し、安全に生活できる地域づくりをする
- 子どもの模範となり、子どもが地域社会の一員としての役割を自覚できるように支援する

育ち学ぶ施設の役割

- 子どもの安全を確保する
- 子どもに関する課題に早期に気づき、支援する
- 子どもが主体的に学び、生きる力を育めるように支える



子ども
子育て家庭

- 多様な世代や子ども同士の交流、さまざまな体験ができる機会を設ける

- 保護者が安心して子育てできる地域づくりをする

事業者の役割

- 地域づくりを推進するものとして、事業の実施や施設の運営は、子どもの安全を確保する
- 安心して仕事と子育てを両立できる職場の環境づくりを行う
- 家庭における子育ての重要性について啓発する

共通の役割

- 子どもと子育て家庭への支援施策に協力する
- 相互に協力し「自ら考え判断する力」「豊かな人間性」「健康・体力を備えた生きる力」「創造性を発揮する力」を育むことができるような環境づくりを推進する
- 子どもの役割を果たすことができるように必要な取組を行う

「やっぱり私、子ども大好きなんです。だから、皆さんと共に将来を担う子どもたちを育てていきたい。」

おぐり としゆき
小栗 俊之さん
(文京学院大学人間学部
児童発達学科教授)



条例策定までは決して順風満帆ではなく、委員の皆さんそれぞれの視点から「意見や思いなど、さまざまな議論をしました。子どものために一生懸命に何かをやりたい」という思いだけは、委員全員が同じ方向を向いており、委員の皆さんと事務局のご協力を得て、高畑市長に答申することができました。

子どもの体力向上を規定

この「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」の一番の特徴は、全国で初めて子どもの権利と併せて子どもの体力向上に関することを規定したこと。体力という

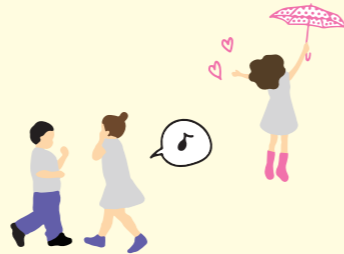
「こどもの未来を育む条例」を策定するための会議（策定委員会）の委員長を務めた小栗さんにお話を伺いました。

筋肉や持久力、柔軟性などの要素を思い浮かべますが、今の子どもたちは自分の体を自分でうまくコントロールする調整力が弱くなっていると感じています。その調整力が生活の中での子どもの危機回避能力につながると思っています。コロナ禍で家の中で子どもを動かさないことが多くなっているため、子どもの体力という視点を入れたのは、重要でタイムリーなことです。

オールふじみ野で育む

この条例に記載されている「オールふじみ野」は、市全体で子どもを育み、そして見守っていくことという、基本的な土台となる考え方です。それによって、自分の心の中にあることを素直に表現できたり、人間関係を構築する力だったり、なにより元気になるような、そんな力が育っていくと考えています。皆さんで子どもを見守るそんな考え方が、この条例で広まるとうれしいです。

ふじみ野市 こどもの未来をはぐくむ シンポジウム



「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」の制定に伴い、周知・啓発をするため、子どもの未来を考えるためのシンポジウムを開催します。

7月30日土

午後1時～3時30分
(0時30分開場)

場所 ふじみ野ステラ・イーストホール

内容 ①基調講演
②シンポジウム
③子どもたちからの質問コーナー

定員 500人（申込順）

申込方法 7月4日(月)から電子申請で申し込む



※乳幼児を預けることができる保育サービスあり（要予約）。

※駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催します。